

令和4年第2回臨時会  
新冠町議会会議録  
第1日（令和4年2月2日）

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- |     |        |                        |
|-----|--------|------------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名             |
| 第 2 |        | 会期の決定                  |
| 第 3 |        | 諸般の報告                  |
| 第 4 |        | 行政報告（町長）               |
| 第 5 | 議案第 2号 | 多機能型交流施設棟工事請負契約の変更について |
| 第 6 | 議案第 3号 | 令和3年度新冠町一般会計補正予算       |

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 武田修一君  | 2番 中川信幸君  |
| 3番 秋山三津男君 | 4番 氏家良美君  |
| 5番 但野裕之君  | 6番 竹中進一君  |
| 7番 長浜謙太郎君 | 8番 酒井益幸君  |
| 9番 須崎栄子君  | 10番 芳住革二君 |
| 11番 堤俊昭君  | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- |             |         |
|-------------|---------|
| 町 長         | 鳴海修司君   |
| 副 町 長       | 山本政嗣君   |
| 教 育 長       | 奥村尚久君   |
| 総 務 課 長     | 佐藤正秀君   |
| 企 画 課 長     | 佐渡健能君   |
| 町 民 生 活 課 長 | 坂東桂治君   |
| 保 健 福 祉 課 長 | 鷹 觜 寧 君 |
| 税 務 課 長     | 原田和人君   |

産 業 課 長	島 田 和 義 君
建 設 水 道 課 長	関 口 英 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 谷 貴 君
会 計 管 理 者	坂 本 隆 二 君
診 療 所 事 務 長	杉 山 結 城 君
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	竹 内 修 君
町 有 牧 野 所 長	工 藤 匡 君
管 理 課 長	湊 昌 行 君
社 会 教 育 課 長	新 宮 信 幸 君
総 務 課 総 括 主 幹	小 林 和 彦 君
企 画 課 総 括 主 幹	楫 川 聡 明 君
企 画 課 総 括 主 幹	下 川 広 司 君
町 民 生 活 課 総 括 主 幹	谷 藤 聡 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	八 木 真 樹 君
産 業 課 総 括 主 幹	三 宅 範 正 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	寺 西 訓 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	磯 野 貴 弘 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	田 村 一 晃 君
議 会 事 務 局 総 括 主 幹	伊 藤 美 幸 君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和4年第2回新冠町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、酒井益幸議員、9番、須崎栄子議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名をお手元に配付しておきましたのでご了承を願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和4年第2回新冠町臨時会を招集いたしましたところ、

議員各位には時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、新冠町国保診療所職員及び新冠中学校関係者の新型コロナウイルス感染症等について、ご報告申し上げます。

まず、新冠町立国保診療所職員1名の新型コロナウイルス感染についてご報告申し上げます。はじめに、感染判明までの経緯でございますが、1月25日に同居家族が発熱したことから翌日26日に医療機関を受診し、陽性者であることが判明しております。当該職員より家族の陽性判明の連絡を受けた診療所は保健所と相談し、すみやかに待機休暇中の当該職員と2人のお子さんの遺伝子検査を国保診療所で実施した結果、当該職員とお子さん1名の陽性が確認されたものであります。国保診療所は、保健所へ陽性者の発生報告をするとともに、その後の対応について協議した結果、濃厚接触者及び低リスク者と認められる職員はいないと判断されましたが、医療機関としてより一層の万全を期すため、ただちに関係職員のPCR検査を行い、順次陰性が確認されております。町対策本部といたしましては、当該職員が1人部署であり陽性発覚前の勤務において、他の職員や外来患者さんと接触がほぼなかったこと、陽性発覚後の関係職員の即時検査においても陰性が確認できたことから、外来の一部を縮小した上で診療継続を決定しております。このたびの職員の新型コロナウイルス感染につきましては、町民の皆様をはじめ関係各位に多大なご心配をおかけしたと存じます。今後におきましても、これまで以上に町関連施設の感染防止対策を徹底させるとともに、職員の感染予防意識をより一層高めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、新冠中学校関係者の新型コロナウイルス感染についてご報告いたします。令和4年1月25日、午後7時30分に新冠中学校関係者1名の感染が判明いたしました。この一報を受け、町対策本部職員を緊急招集し対応の協議を行い、小学校及び認定こども園への感染拡大の可能性が低いこと、静内保健所の見解において新冠中学校のその他の関係者は濃厚接触にあたらぬことを確認した上で、感染症対策に万全を期すため新冠中学校を1月26日から1月30日まで臨時休業とし、施設内の消毒、接触者へのPCR検査を行うことに加え、教育委員会を通じ学校長に対し保護者への周知と学校における接触者のリストアップを指示いたしました。1月26日に学校長から道教委の通知に基づく濃厚接触者にはあたらぬが、関係者において接触の可能性があるとの報告を受け、生徒21名と教職員9名の合計30名にPCR検査を行うことを決定いたしました。この間の対応といたしまして、1月26日に学校内の消毒作業を、27日には中学校においてドライブスルー方式によりPCR検査を行い、1月28日に全員の陰性が確認できましたので、1月31日から中学校を再開いたしました。生徒の皆さんをはじめ、保護者はもとより町民の皆様には大変ご心配をおかけしましたが、ご理解あるご協力により円滑に感染予防対策を講じることができました。今後の状況によりましては、さらなる感染防止対策を講じることも想定されますが、集団感染予防の観点や子どもの健康保持に向けての対応でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症につきまして、ワクチンの3回目追加接種の進行状況についてご報告申し上げます。現在、医療従事者等の優先接種を1月14日より開始しており、65歳以上高齢者につきましては1月21日より接種を開始してございます。予約状況でございますが、接種券送付対象者1,335人に対し1,200名程度で、約90%の方より予約を受け付け、2月10日までのスケジュールで接種を取り進めてございます。次に、新型コロナウイルス感染症の陽性者がオミクロン株の流行により急増しておりますことから、これまで保健所が行ってきた濃厚接触者の範囲が変更されておりますのでご報告いたします。変更点でございますが、保健所が陽性者の濃厚接触者として対応する範囲を陽性者の家族・医療機関・介護福祉施設等に重点化することとなりました。これは、感染力が高く潜伏期間も短いとされるオミクロン株への対応で、重症化リスクの高い患者の方を迅速かつ的確に医療へつなげる対応でございます。一方、その他の対象者につきましては自主的な外出自粛や健康観察をお願いすることとなりました。ご自身や身近な方が感染した時の対応として、陽性者本人がとる行動では職場や学校などに連絡するとともに、発症前後に会った方に連絡をいただくこととなりました。一方、陽性者から連絡を受けた方は感染情報を聞き取りの上、ご自身で健康観察や仕事を含めた不要不急の外出を控える等の行動をお願いすることとなったものでございます。連絡先の具体的な範囲や判断基準につきましては、町ホームページやフェイスブックへ掲載しておりますことと、1月29日に新聞折り込みにより周知してございますので、ご確認いただきたいと存じます。町民の皆様におかれましても今一度マスクや手洗い、検温など感染予防対策を徹底されますようお願い申し上げます。

最後に、今臨時会に提案いたします案件ですが、一般議案1件、令和3年度一般会計補正予算案1件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明申し上げますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

#### ◎日程第5 議案第2号

○議長（荒木正光君） 日程第5、議案第2号 多機能型交流施設棟工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第2号 多機能型交流施設棟新築工事の請負契約の変更について、提案理由をご説明いたします。

令和3年8月6日、新冠町議会第3回臨時会議案第30号により議決をえまして、多機能型交流施設棟新築工事の請負契約の締結につきまして、設計変更に伴い契約金額を変更するものでございます。このたびの契約変更は、世界的なコロナ感染症拡大に起因したウッドショックによる工事資材入手の遅延や木材価格の高騰により設計変更が必要になったも

のでございます。要因となるウッドショック現象は、昨年度から認識していたところではありますが、8月の工事発注時点での確認においては、工事金額や工期に影響を及ぼす内容ではなく、工事も順調に進んでいたところですが、昨年11月頃から極端に木材等に価格高騰が始まり、資材納入も不安定となる状況が顕著となりました。加えて、半導体不足の影響が深刻化し、照明器具や衛生器具、空調機器においてもメーカーや問屋が納期内に機器を納品できないという現象も現れ、工事の進捗に影響が出てきました。このことは、感染拡大による東南アジアのロックダウンによる製造工程の停止やコンテナ不足など、コロナ禍の影響が大きいわけですが、町はこれらの現状を踏まえウッドショックによる木材市場や建築資材の動向、価格の変動に関し道内や隣接県、東日本における施工業者の仕入れ単価などを調査いたしました。各主要木材の価格変動率が大きいことや各地方自治体において同様の問題が発生していることを確認し、要因はコロナ感染症の拡大に伴う避けがたい事情であり、受注業者の企業努力の範囲を超えていると判断したものであります。これらを受け町は、各法令を遵守した上で契約を履行しなければなりませんので、国の公共工事標準請負契約約款に基づく、建設工事請負契約書第26条第1項第5号にある賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定により、実勢価格をもって設計変更を行い契約変更しようとするものでございます。なお、契約変更に伴う予算につきましては、年度内に予定していた備品購入予算を流用して対応し、備品購入は新年度において予算措置することとして国庫補助事業の承認を得ているところでございます。

次のページをお開き下さい。請負契約の変更に関する対照表で変更内容を説明いたします。1 契約の目的、変更ございません。2 契約の方法、変更ございません。3 契約金額、1億9,338万円を721万2,700円増額し、2億59万2,700円に改めるものでございます。4 契約の相手方、変更ございません。なお、工期につきましては、現在令和4年3月15日と定めておりますが、本議案の議決をいただいた後、繰越明許費の予算の議決いただきまして、令和4年5月16日に変更する予定であります。

以上が、議案第2号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより本案に対する採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（荒木正光君） 日程第6、議案第3号 令和3年度新冠町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第3号 令和3年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。1ページをお開き願います。このたびは8回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,347万3,000円にしようとするものです。このたびの補正は、歳出では新型コロナに関連する漁船操業緊急支援事業補助金及び故障で稼働停止となっている温泉揚湯装置揚管点検委託料の追加並びに除雪費の不足に伴う増加。歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額となっております。また、新冠町アイヌ政策推進事業で現在建設中の多機能型交流施設棟新築工事について次年度へ繰り越すため、繰越明許費を設定するものです。はじめに、繰越明許費について説明いたしますので、3ページをお開き願います。第2表繰越明許費の設定です。3款民生費、1項社会福祉費、新冠町アイヌ政策推進事業1億3,282万7,000円は、現在建設中の多機能型交流施設棟新築工事に係る工事管理業務委託料823万2,000円、工事請負費1億2,329万3,000円、備品購入費130万2,000円の合計で、コロナ禍におけるウッドショック等を起因とし、請負業者における工事資材等の入手遅延により年度内の事業完了が見込まれないことから、翌年度へ繰り越そうとするものです。

次に、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、7ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、9目財政調整基金費2,015万円の減は、今般の補正予算に係る財源調整のための減額です。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額はございませんが、本年度町単費で実施した福祉灯油支給事業に新型コロナ地方創生臨時交付金を活用することとし、一般財源から360万円を減額し、国・道支出金で同額を増額するものです。2項児童福祉費、1目児童措置費、同じく補正額はありますが、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業、一人当たり10万円の給付事業ですが、所得制限で給付対象とならない世帯について当町は所得制限を撤廃し町単費で給付しておりますが、この財源に新型コロナ地方創生臨時交付金を活用することとし、一般財源から300万円を減額し、国・道支出金で同額を増額するものです。8ページに移ります。5款農林水産業費、

3項水産業費、1目水産業振興費 149 万円の追加は、コロナ禍における経営が厳しい漁船漁業の経営体を支援するため、新型コロナ地方創生臨時交付金を活用して新たに漁船操業緊急支援事業補助金を交付するもので、詳細は補正予算説明資料1ページのとおりでございます。6款商工費、1項商工費、2目観光費 2,115 万 3,000 円の追加は、故障により停止している新冠温泉井戸の揚湯装置揚管点検を実施して原因の究明を図るための業務委託料で、詳細は補正予算説明資料2ページのとおりでございます。7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費 150 万 7,000 円の追加は、除雪排せつ業務の増加及び凍結路面对策に伴うもので、10節需要費 50 万 7,000 円は、凍結路面に散布する砂に不足が生じるため、散布用の砂 150 立方メートルを購入するための増額、12節委託料 500 万円は、予算不足が見込まれる町道除雪排せつ業務及び融雪剤散布業務委託料の増加でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページをお開き願います。14款国庫支出金、2項補助金、1目総務費国庫補助金 800 万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、福祉灯油支給事業及び子育て世帯への臨時特別給付金町単独給付分並びに漁船操業緊急支援事業補助金に財源充当するものでございます。

以上が、議案第3号 令和3年度新冠町一般会計補正予算の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定くださいますようお願いをします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括質疑で行いますので、発言は内容を取りまとめ明瞭簡潔に補正項目の範ちゅうで質疑を行うようお願いいたします。

歳出の7ページをお開き下さい。2款総務費、1項総務管理費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3款民生費、1項社会福祉費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、2項児童福祉費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、8ページ、5款農林水産業費、3項水産業費、ありませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 説明資料によりますと、新冠の漁業者の漁獲高の減額というのは著しいものがございます。今回この140万円という補正で、これは管内ではなく、3町の漁協からの要請によるその基準に合わせた補正だと思いますけれども、新冠における漁業経営者の減少の傾向というのはこの頃著しくなっております。この程度のことで漁業者が救われていくということは到底考えられないわけですが、今後新冠町独自の助成というものも考えていかなければならないのではないかと思います、ご見解をお伺いいた



します。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 今回提案させていただいた内容につきましては、ご説明申し上げましたようにコロナ禍における影響、このものを漁協と相談をしながら3町の取り組みとして実施をするわけであります。一方で、今議員ご指摘の一次産業に対する支援という視点も今後必要になろうかと思えます。当然、町に根差した産業の振興を図るという意味におきましては、漁協としっかり協議連携をとりながら町がどのような支援策を講じることが必要なのか、あるいは漁業者が望まれるのかということも確認しながら事業化に結びつけていく必要があれば、それは議会とも相談をさせていただきながら対応していく、これが町の考え方ということでご理解を賜りたいと思えます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかはございませんか。

中川議員。

○2番（中川信幸君） 予算説明書によると、船の大きさによって金額が違うわけなのですが、ただこれ日高町あるいは新ひだか町も同じこの金額でこの物事は進んでいくのかどうかをお聞きします。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） この金額につきましては、これはひだか漁協と新ひだか町の中で協議をいたしまして、この単価を使うということで日高町、新冠町、新ひだか町共通の考えでございます。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、6款商工費、1項商工費、ありませんか。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 故障による影響ということで2点お伺いいたします。この故障による影響について把握している数値、人数であったり金額であったりということについて教えていただきたいものと、今回の故障による影響、それに伴うことよっての追加での指定管理料の支出についての考え方を伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） お答えさせていただきます。実際に19日に汲み上げが不能となりまして、21日から2日間は温泉水でカバーできたのでございますが、21日から実際に水道水での入浴となっております。そして、12月25日からキャンセルが発生しまして、この時から温泉ではないことによるキャンセルの発生としてカウントしてございます。結果としまして、人数で言いますと温泉ではなくなったことによる影響としてキャンセルの人数として把握しましたのは172名、そして部屋数で申し上げますと86部屋、金額で申し上げますと191万2,200円と現状を把握してございます。このほかにもこういった部分で

波及した影響、物販といった部分もあるかと思いますが、その点については詳細は把握してございませんので、今後この数値に若干の変更はあるかもしれませんが、現状把握しているのはこの数字でございます。追加の部分につきましては、3月の補正予算で最終の指定管理料の補正予算を計上させていただく際に、これにかかった部分につきましては追加といった形になりますか、補填といった形になりますか、表現は異なるかと思いますがそういう形で予算計上させていただきたいと考えています。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

秋山議員。

○3番（秋山三津男君） 今事業の総体事業費、今までかかった分。

○議長（荒木正光君） 秋山議員、この補正予算は2,115万3,000円、総体の予算についてはこの補正予算に該当しないと思いますので、質疑について取りやめていただきたいと思えます。よろしいですか。

○3番（秋山三津男君） わかりました。

○議長（荒木正光君） ほかにございませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 先程の説明によりますと、工事関係者が施設内で宿泊されるということをお聞きいたしました。そこで、2カ月間従業員が全く無職の状況になることも避けられるのではないかとということも考えられます。そこで、そういった意味では工事関係者が施設を使うということは歓迎されるのではないかと思いますけども、これは新冠ヒルズが施設内の管理をするのか。それともまた別な形で管理をするということになるのか、その点についてお伺いします。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 若干以前申し上げた説明と繰り返になってしまうかもしれませんが、現状2月いっぱいまでは現従業員の方々は皆さん雇用されるということで報告を受けてございます。3月からは新たな現在の指定管理候補者として指定されるであろう会社が3月1日から再雇用に向けて今調整しているというふうに聞いてございますので、今議員の中で失業も発生するといったふうにおっしゃってございましたが、今の想定の中では失業というのは発生しない。個人の都合といった部分での退職等はあるかもしれませんが。そういうことは含めない中では失業といったことは発生しないというふうに考えてございます。現状の工事関係者の宿泊につきましては、今申し上げたとおり今もなおかつ働いていらっしゃる従業員の方々に対応するというふうに聞いてございます。

○議長（荒木正光君） 質疑については本予算に挙がっている点検業務委託料の範囲の中でお願いをいたしたいと思えます。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入に入ります。

戻って、6ページをお開きください。歳入は質疑を一括して行います。14款国庫支出金、2項国庫補助金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入・歳出の全般にわたって質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第3号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本臨時会に提案されました議案すべての審議を終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（荒木正光君） これをもって、令和4年第2回新冠町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時35分 閉会)